



首都圏建設副産物
小口巡回回収システム
構築協議会について

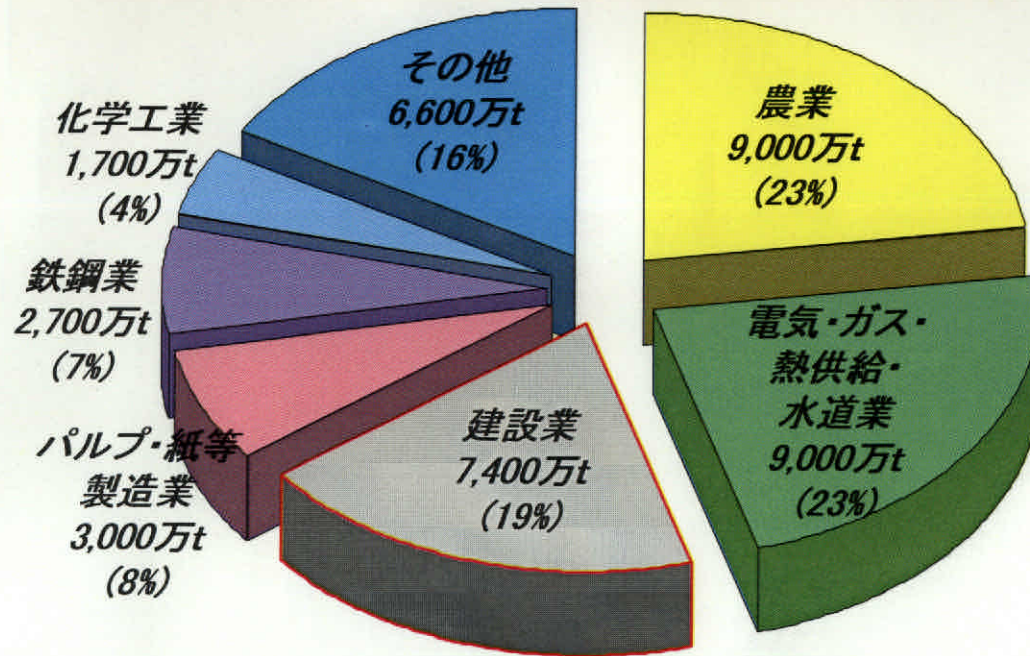
～設立趣旨補足資料～

平成17年5月20日

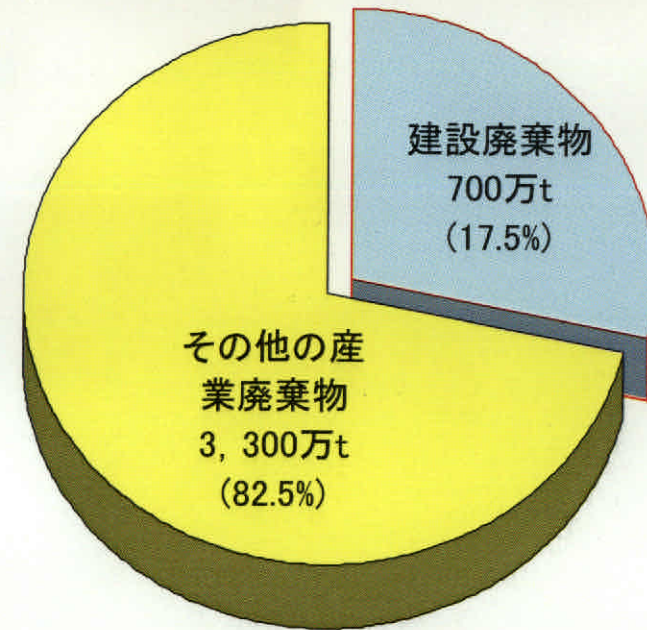
建設廃棄物の排出量と最終処分量

産業廃棄物排出量 約3億9,300万トンの約2割(7,400万トン)が建設廃棄物
(平成14年度実績 環境省調査)

産業廃棄物最終処分量 約4,000万トンの約2割(700万トン)が建設廃棄物
(平成14年度実績 環境省調査、平成14年度建設副産物実態調査)



平成14年度産業廃棄物排出量



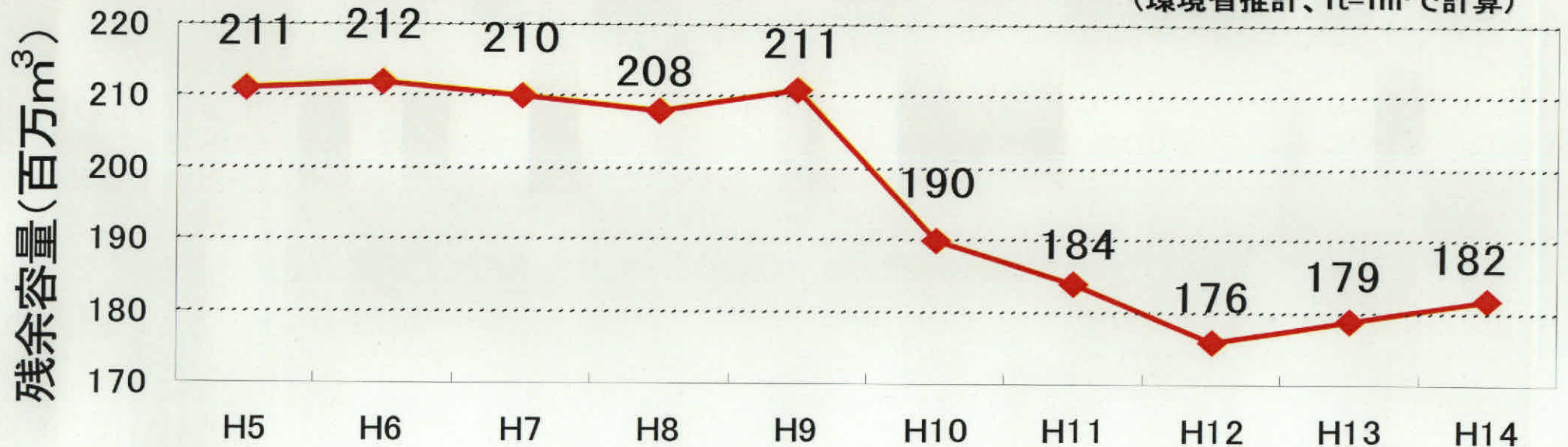
平成14年度産業廃棄物最終処分量

最終処分場の残余容量

産業廃棄物の最終処分場残余容量は わずか 4.5年分(平成15年4月1日現在)

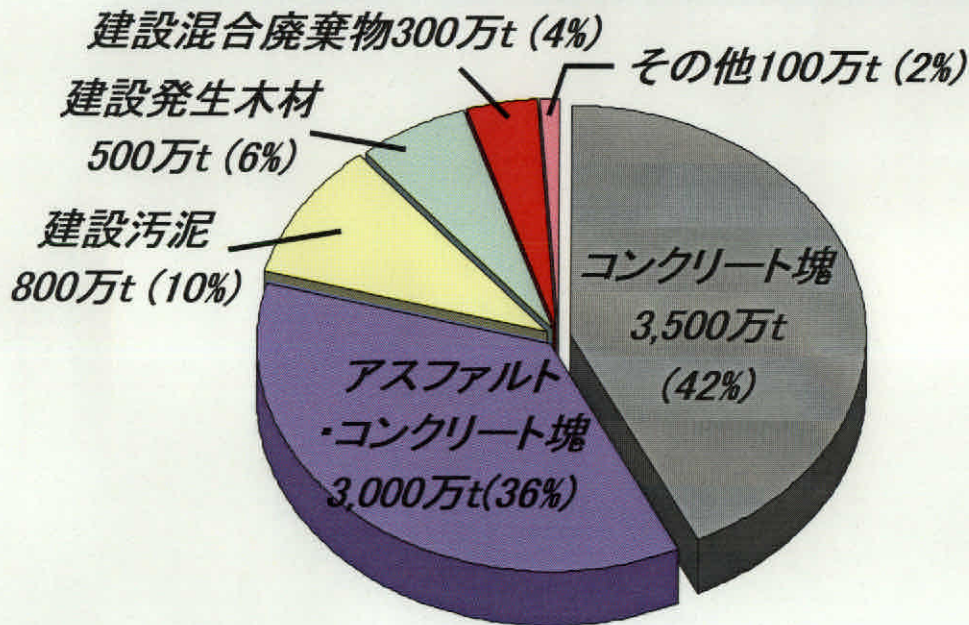
産業廃棄物の最終処分場の残余容量の推移

(環境省推計、1t=1m³で計算)

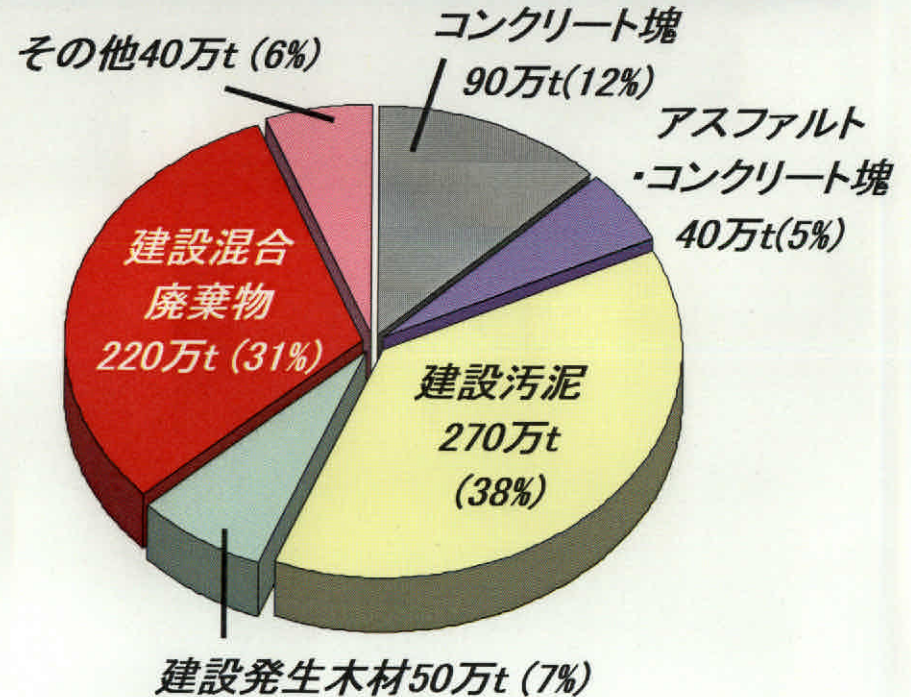


建設廃棄物の品目別最終処分量

建設廃棄物の排出量約8,300万トンのうち、約0.5割(約300万トン)が建設混合廃棄物
 建設廃棄物の最終処分量約700万トンのうち、約3割(約220万トン)が建設混合廃棄物



平成14年度建設廃棄物
品目別排出量(国土交通省調査)



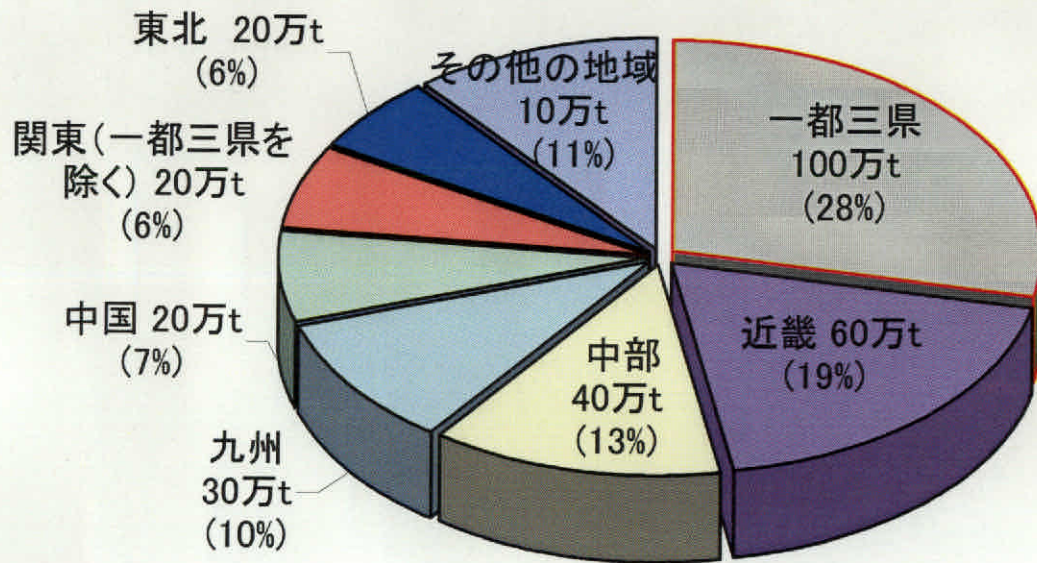
平成14年度建設廃棄物
品目別最終処分量(国土交通省調査)

※建設混合廃棄物:コンクリート塊、建設発生木材、廃プラスチック、金属くず等の建設廃棄物が分別されずに混在しているもの。

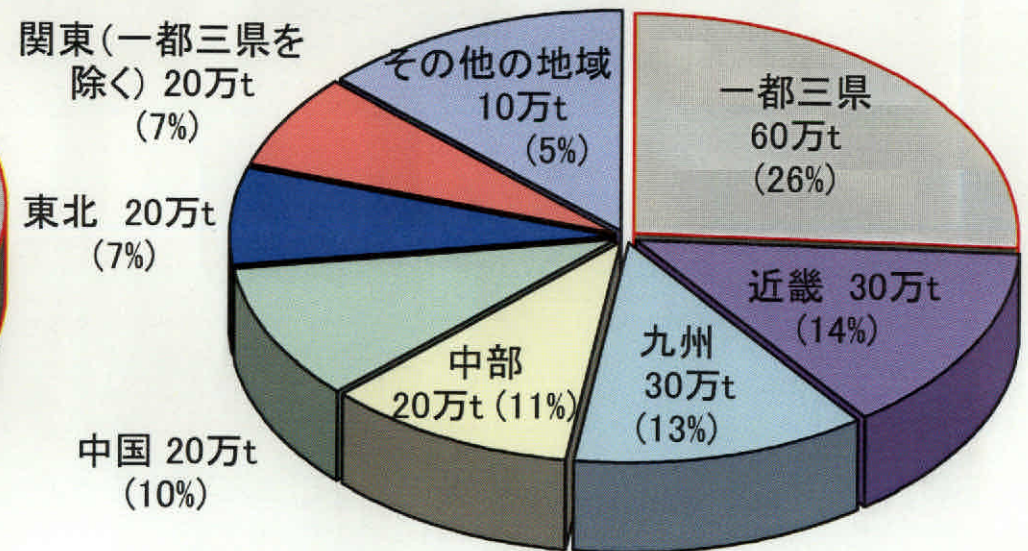
建設混合廃棄物の地域別最終処分量

建設混合廃棄物の排出量約340万トンのうち、約3割(約100万トン)が首都圏(一都三県)

建設混合廃棄物の最終処分量約220万トンのうち、約3割(約60万トン)が首都圏(一都三県)

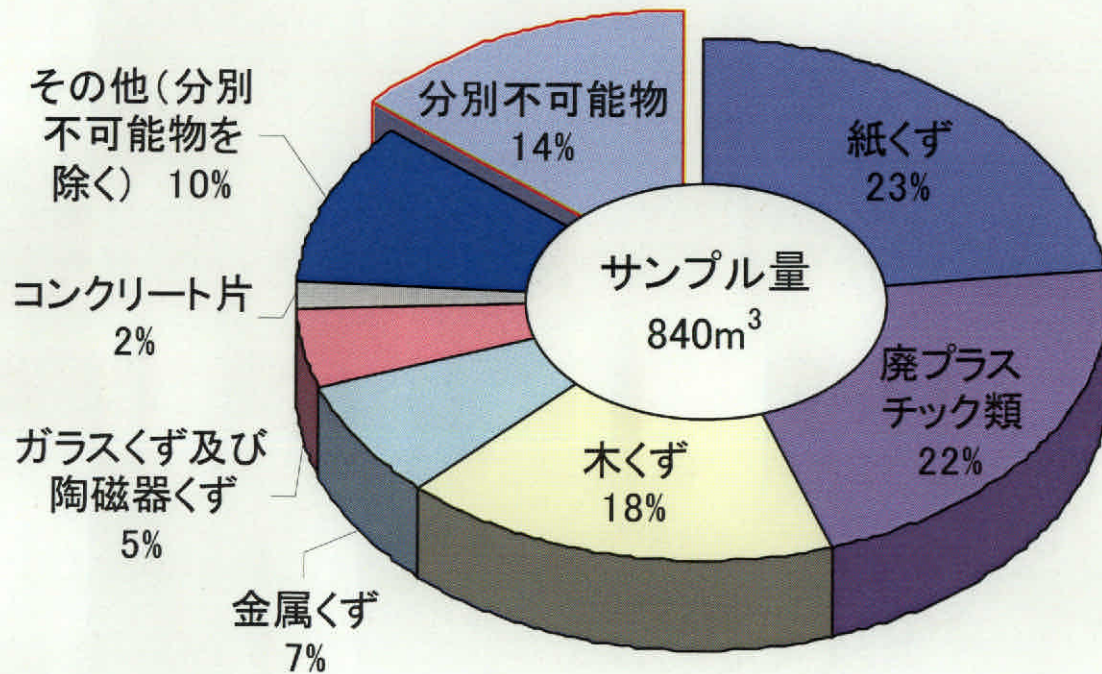


平成14年度建設混合廃棄物排出量



平成14年度建設混合廃棄物最終処分量

建設混合廃棄物の品目構成(サンプル)



調査日: H13.10.22~H13.10.26

調査対象: 1都3県(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)において、(社)建築業協会環境委員会副産物部会の会員各社が施工する新築の工事現場から排出される混合廃棄物

出典: 社団法人建築業協会環境委員会副産物部会「建築系混合廃棄物の組成及び原単位調査報告書」

※分別不可能物: ボードくず、コンクリート片、土砂等の混合物で性状が細かいため仕分け不可能なものをいう。

建設混合廃棄物排出量の品目構成(サンプル調査結果)

建設廃棄物の現状と課題(その1)

最終処分場の残余容量逼迫

- ▶建設廃棄物は全産業廃棄物の最終処分量の約2割を占め、年間700万トン(平成14年度実績)が埋め立て処理されている。
- ▶全国の最終処分場の残余容量は4.5年と推定されている(平成14年度実績より算定)。

資源の枯渇

- ▶資源の多くを海外からの輸入に頼るわが国では、資源のさらなる有効利用は必要不可欠である。
- ▶新興工業国が地球資源の大量消費国に変貌し、基礎資源価格のさらなる高騰が予測される。

解体の増加に伴う建設副産物の増加

- ▶昭和40年代の高度経済成長期に急増した建築物の多くが今後更新時期を迎え、解体・改修に伴う副産物の増加が予測される。

不法投棄による環境汚染

- ▶全国で発見される不法投棄の大半が建設廃棄物である。

建設廃棄物の現状と課題(その2)

- ・産業廃棄物の排出量のうち、約2割が建設廃棄物
- ・産業廃棄物の最終処分量のうち、約2割が建設廃棄物

➡ 建設リサイクルの推進が重要

- ・建設廃棄物の最終処分量のうち、約3割が建設混合廃棄物
- ・建設混合廃棄物の最終処分量のうち、約3割が首都圏

➡ 首都圏における建設混合廃棄物の 排出量削減が重要

基本理念と最終目標

◆基本理念

▶基本理念を以下の2点に置き、建設副産物の排出から処分に至る仕組みを抜本的に再設計することとする。

循環型社会経済システムの構築

建設副産物の不適正処理防止

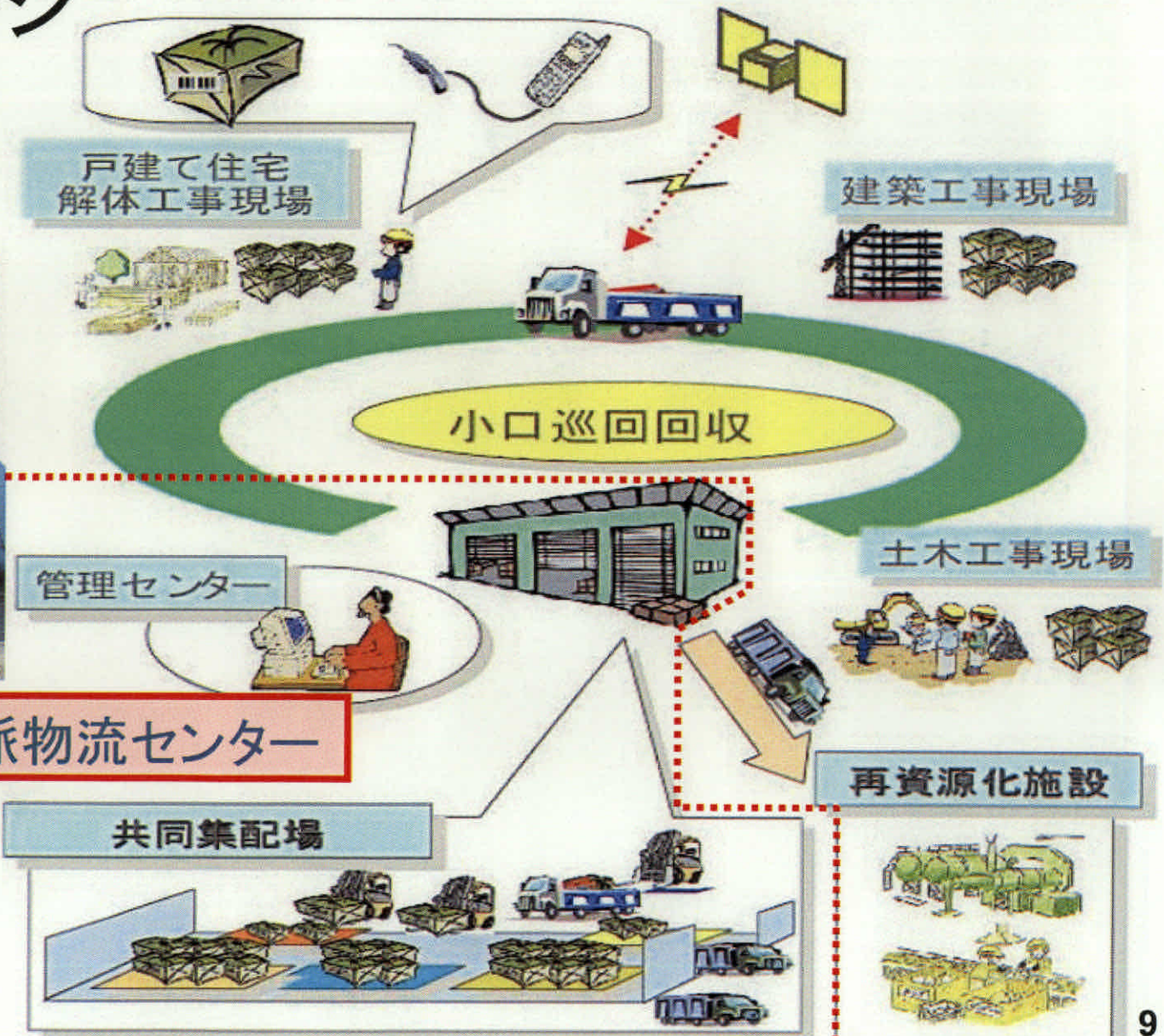
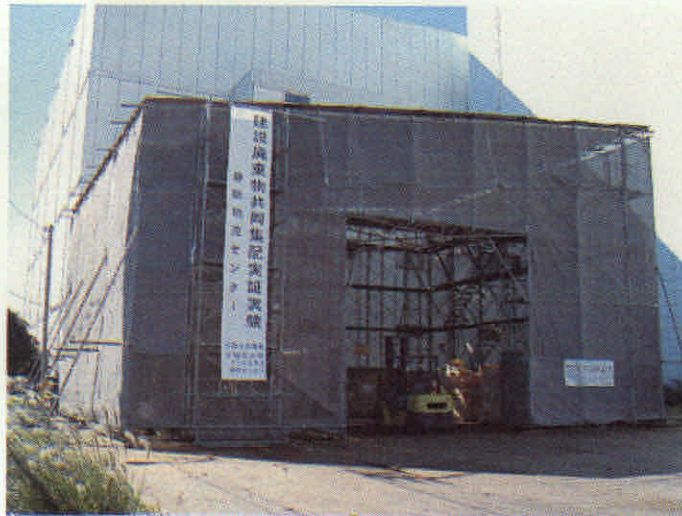
◆当面の目標(建設リサイクル推進計画2002)

建設廃棄物全体のリサイクル率85%を91%へ向上

建設混合廃棄物の排出量を現在の半分に削減

(現在:平成12年度、目標年度:平成22年度)

建設副産物小口巡回共同回収システム のイメージ



実行戦略

建設副産物
小口巡回共
同回収シス
テムの構築

複数の建設現場からの共同回収

静脈物流センターによる共同積替

電子マニフェストシステムとリンクした
情報システムの整備

建設副産物の現場での分別の推進

静脈物流センターから再資源化施設への直送

▶以下は小口巡回共同回収システムによる循環型社会経済システムの構築に関し密接不可分のため、別途、政策として強力に推進する。

建設副産物を受入れるリサイクル産業の育成

建設副産物小口巡回共同回収システム の効果

国民

にとっては…

- ・循環型社会の形成。
(限りある資源の有効利用)
- ・CO₂排出量削減。
- ・不法投棄の撲滅

排出事業者 にとっては…

- ・建設副産物の回収効率向上による収集運搬コストの縮減。
- ・建設副産物のリサイクル率向上による処理コストの縮減。
- ・トレーサビリティの向上による建設副産物管理コストの削減。

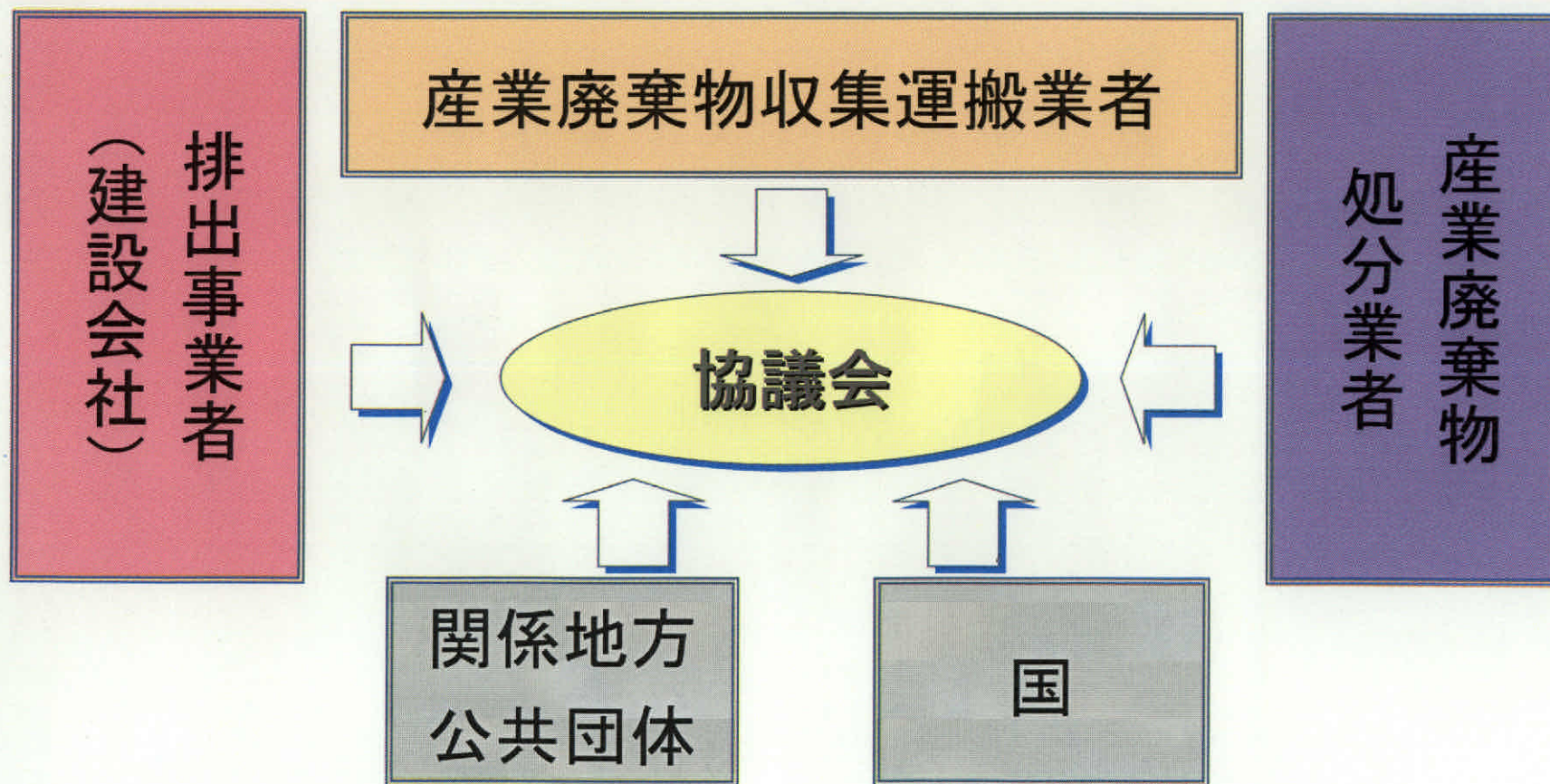
産業廃棄物 収集運搬業者 産業廃棄物 処分業者

にとっては…

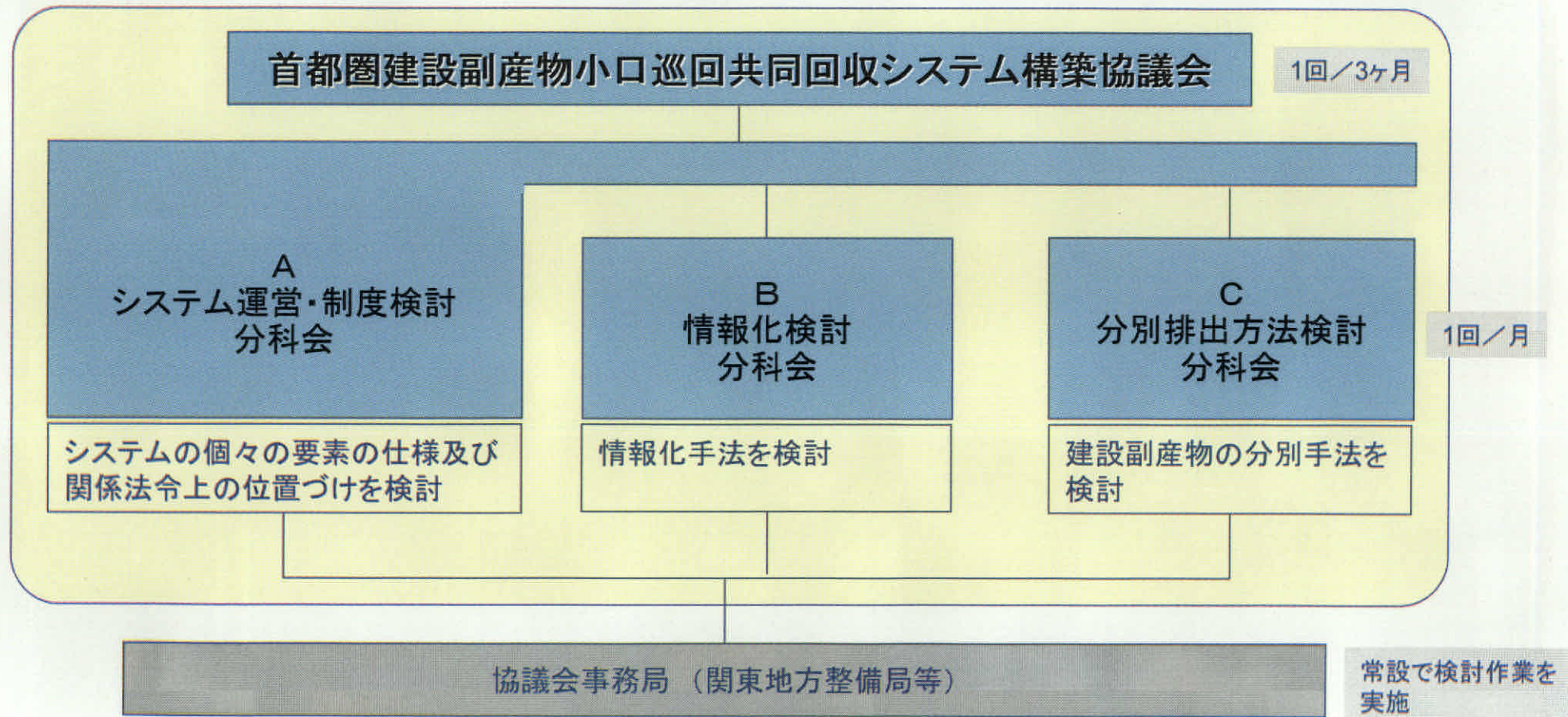
- ・静脈産業の事業構造転換の推進
- ・生産性の向上による各企業および業界全体の競争力の向上
- ・トレーサビリティ向上による建設副産物管理コストの削減
- ・建設副産物の再資源化効率の向上
- ・受入量の安定化による設備稼働効率の向上


まずは首都圏で

首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会の設置



首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会の組織





首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会の成果

建設副産物小口巡回共同回収システムの仕様や関係法令上の位置づけなどのシステムのあり方について具体化し、関係者で合意すること。

今後のスケジュール(案)

2005

2006

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4

◆ 説明資料の作成

協議会設立準備会の開催

協議会活動

協議会 1

分科会 1

分科会 2

協議会 2

分科会 3

分科会 4

協議会 3

分科会 5

分科会 6

協議会 4

- ・建設副産物小口巡回共同回収システムの概要説明
- ・課題の提示
- ・スケジュールの確認

- ・建設副産物小口巡回共同回収システム具体化へ向けての活動概要の報告・確認と、活動方針の修正

- ・建設副産物小口巡回共同回収システムの仕様の提出

- ・建設副産物小口巡回共同回収システムの仕様の合意